

勧告等措置区分（台風等対策）

泉州港

「第二体制(避難勧告)」の措置内容

- 1 大型船舶(総トン数 1000 トン以上の船舶)は、速やかに港外の安全な場所に避難する 等、万全の措置をとること。
- 2 大型船舶以外の船舶は、速やかに安全な場所への避難を完了すること。